

平成 16 年（行ウ）第 14 号

## 意見陳述書

2005年1月27日

宇都宮地方裁判所 第1民事部 御中

栃木県鹿沼市上南摩町 815番地

奈良茂 男

私は、南摩ダムの建設予定地直下にて農業を営む、奈良茂男と申します。本件住民訴訟の原告になった思いを述べさせていただきます。

南摩ダムの計画から42年が経とうとしています。当時南摩にダムができると聞かされ驚きましたが、実感がわかずよそ事でありました。ダムについて語らず、ダムについて無関心を装うことが、ダム建設への抵抗であると思っていました。

しかし、ダム建設が現実味を増し、30余年反対していた水没地区が賛成に変わって、個々の住宅移転が済み、水資源機構の矛先は私たち予定地直下に向けられました。建設賛成者の土地の有効利用が反対者のためにできない、といった心理的攻勢など水資源機構の百戦錬磨の手法の前に今まで平穏だった生活共同体に亀裂が生じ、人間関係がギクシャクするようになってしまいました。

私の住む地域は自然豊かな所です。春にはカタクリが群れをなして花を咲かせ、夏にはホタルが飛び交い、秋には木々が競いあって色を付け、冬には澄みきった水に落ち葉が舞います。春の息吹を感じる頃にはカジカの産卵を間近に見ることもできる自然豊かな山里です。

清流をダムにより堰き止め、年間 1100万トンもの水を全量貯留するという計画は、私たちのみならず下流域にも重大な影響を及ぼします。ダムにより堰き止められてできるダム湖には、植物性プランクトンが発生し、湖水は汚染され死に水になります。その汚染された水が地下水として下流域での飲料水にも利用されます。貯留された水は冷たく、湖底には土砂が堆積しそれが川に流れ出たときには、そこに住む生物をも狂わし、汚染された水は川の生態系をも変えてしまうのです。そんな水でおいしい米、おいしい野菜などできるはずないのです。

鹿沼市は南摩ダムに参画しながら、県と同意した代替案ではダム下流の南摩川からではなく隣の大芦川から水道水を取水するといひます。鹿沼市はなぜ大芦川から水道水を取水するのでしょうか。南摩ダムから放流される水は汚くて水道水には不向きであることを示しています。「南摩ダムの水は汚染されない。ダムがなければ河川から水道水を取水できない。」というこれまでの水資源機構や鹿沼市の言ってきたことが欺まんであったことの証拠ではないでしょうか。飲水や農業用水の汚染は人権の侵害であり、南摩ダムは必要ないということです。

ダム建設による環境破壊として生態系の破壊があります。自然界のル-ルの中で人と動物の共存がありました。原野化する農地、手入れのされなくなった森林、獣たちは山を下り、里を荒らします。ここ数年シカの食害がひどく自衛策に一苦勞です。一度壊した自然を元に戻すことは難しいことだと思ひます。

ダムが建設され水が溜まるとその周囲では気温が下がり、降水量が増えると聞きます。自然環境が変わり生活環境も変わってきます。

そしてなんといいても怖いのは地震です、昨年10月にあった新潟中越地震記憶に新しいことと思ひます。地震によりダムが決壊すれば命までも失う可能性があります。水資源機構はそれを全面的に否定していますが、南摩ダムの建設予定地の岩盤の弱さは、以前より指摘されています。また岩盤の補強剤として使用されるコンクリートミルクにも不安があります。コンクリートミルクのアルカリ成分が地下水と混じって流れでたときにはどうでしょうか。水道水に地下水を利用することはできなくなりますし、魚の餌である水生昆虫も育たなくなります。

この地を基盤として生活する私たちは、想像もできないくらい不安を抱えています。そして、見上げればこれまでの美しい山野ではなく、巨大な石の固まりが視線を遮るのです。毎日が頭の上に爆弾を抱えての生活になります。しかも、ダムによって得られる利益は何一つないのです。

私はここで生きたい、誰もが幸せに生きるために健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を持っているはずです。私たちは、この豊かな自然を後の世に引き継いでいく大切な義務があるのです。

最後に、一言、人古希私達と同様に、本件訴訟でも対象にしている八ツ場ダム建設計画によって、50年以上に渡り地域が翻弄され、平穩な生活が破壊されてしまった長野原の住民の苦惱を紹介するとともに、連帯して、この裁判の勝訴を目指すことを表明し、私の意見陳述を終わらせていただきます。